

ID: 248

担当部署: 上下水道課

処分の概要	業務の禁止又は一時停止		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程 第13条		
例規番号	平成22年 企業管理規程第12号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(業務の禁止又は一時停止)</p> <p>第十三条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、排水設備等に関する業務を禁止し、又は六月を超えない範囲内において、停止を命ずることができる。</p> <p>一 条例又はこの規程に違反したとき。</p> <p>二 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不適當と認めたとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日